

阿見町生活道路整備に関する基準

1. 目的

この基準は、町が管理する道路のうち、生活道路の整備に関する事項を定め、住民生活の向上と安定に寄与することを目的とする。

2. 定義

この基準において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項の定めるところによる。

- (1) 道路とは、道路法第 8 条第 1 項に規定する道路及び認定外道路をいう。
- (2) 舗装とは、アスファルト舗装またはコンクリート舗装をいう。
- (3) 地域住民団体とは、行政区その他これに準ずる町長が認めた団体をいう。

3. 範囲

道路の整備路線は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 地域住民団体から要望のあった路線とする。
- (2) あらかじめ、地権者の協力体制が整っており、別に定める同意書（別記様式第 2 号）の提出のあるもの。
- (3) 道路整備の幅員は、原則として有効幅 4 メートル以上確保できるもの。ただし、市街化調整区域内の住宅連担地区以外または将来において住宅連担が見込まれる地区以外の交通量の少ない道路及び道路幅員 1.8m 未満の道路はこの限りでない。

4. 整備の要望

町道の整備を要望する団体は、町道整備要望書（別記様式第 1 号）に同意書を添付して、町長に提出するものとする。

5. 整備順位

道路整備順位の決定にあたっては、事業の必要性、緊急性、整備効果から総合的に判断するものとする。

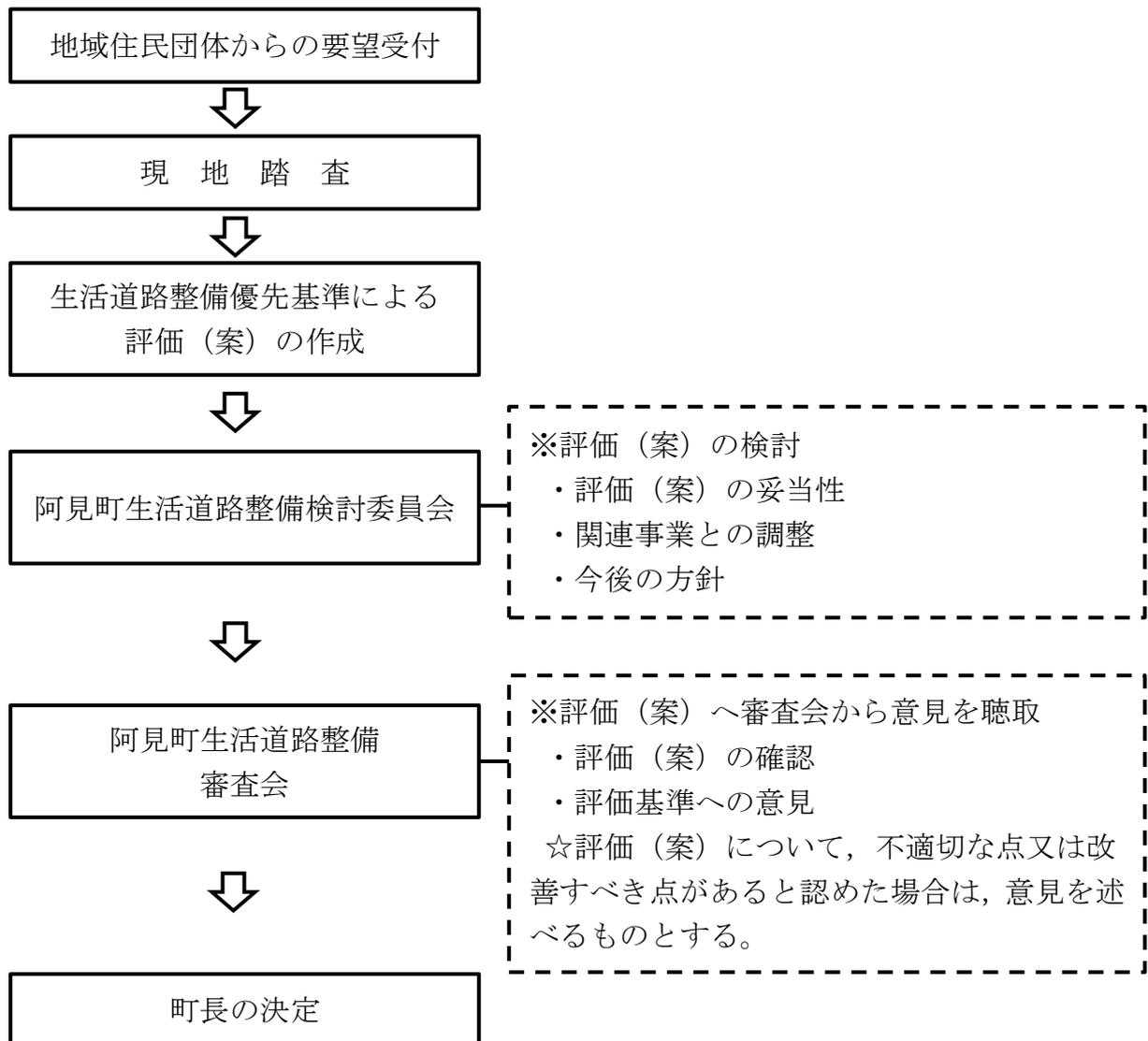
6. 通学に供する道路の特例

通学児童・生徒の利便と安全を図ることを目的とし、次の各項の全てに該当するものは、通学道路として臨時的に舗装することができるものとする。

- (1) 通学に道路を利用する児童・生徒が多数のもの。
- (2) 地域住民団体から要望のあったもの。
- (3) 隣接する地権者の同意が得られているもの。
- (4) 有効幅員 4 メートル以上を確保した整備が困難なもの。
- (5) 町の道路整備計画がないもの。

(6) 道路整備審査会において認められたもの。

7. 整備優先順位の判定フロー



8. 生活道路整備優先基準別表による。

9. 整備順位の特例について

前回審査会以降に要望のあった新規路線の評価を実施した結果、同一行政区内での整備順位が上位となる場合、その路線が存する行政区(区長)と協議の上、新規要望路線の整備順位を調整することができるものとする。

10. 道路幅員確保が困難な路線の取り扱い

整備に必要な道路幅員確保が困難な場合、拡幅できる箇所のみを拡幅し、拡幅できない箇所を控除して道路整備をする。その際には道路の再整備時に最小限のコストで実施できるような計画とする。ただし、通行に危険性が生じない範囲での整備とする。

11. その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

